


# 園芸施設共済


令和2年9月

# 補償が更に充実！



被害にあっても共済金が少ないなあ

**改善します！**




補償額は、新築時の資産価値の8割（耐用年数超過後は6割）が上限でしたが、  
**10割まで補償**できるようにします



ビニールが破れただけの小さな被害も補償がほしいわ

**改善します！**



損害額が3万円（又は共済価額の5%）を  
超えないと補償されませんでした、  
**1万円から補償**できるようにします

上記のほか、次の改善も行います

- ・ 農業者自身が復旧作業を行った場合も、共済金の支払対象に追加します（復旧費用特約）

※9月前に園芸施設共済に加入している場合でも、9月以降、拡充された新たな園芸施設共済に随時補償を切り替えることが可能です。

詳しくは、最寄りの**農業共済組合**へお問合せください。  
加入はいつでも受け付けています。

農林水産省



園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農業保険

検索

# 園芸施設共済の標準コース

## 補償対象となる事故

- 台風や大雪などの自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害



### ポイント

- ①最近頻発する**台風や雪害などの自然災害に対応**。火災保険などではオプションとなっていることも多い**地震、津波、噴火も標準で補償**
- ②**自然災害以外にも**、火災や車両の衝突など**幅広く補償**

## 補償額

- 築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割）を設定

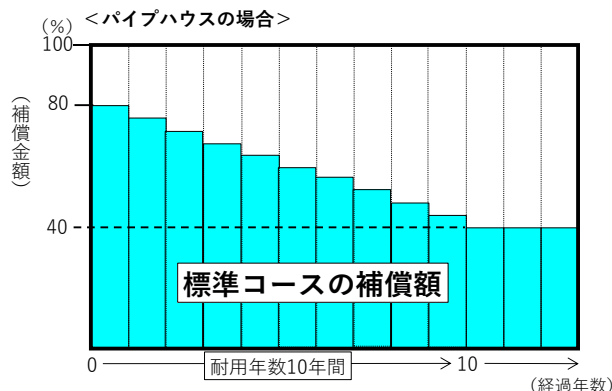


### ポイント

年数経過により補償額は小さくなっていきますが、耐用年数経過後は据え置きになります。

つまり…

**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**



## 補償の下限（補償される最小の損害額）

- 損害額が**3万円（又は共済価額の5%）を超える場合に補償**

## 補償期間

- 1年間**

## 掛金

- 掛金の半分は国が負担**（補償額が1.6億円までの掛金）
- 共済金の受取額に応じて、翌年以降の掛金率が増減する仕組みを導入

（パイプハウス（10a、5年経過）の掛金例）

標準コース	
掛金 <b>28,448円</b>	全損した場合の共済金 <b>146万円</b>

※設置後5年経過の19mmパイプハウス（10a）の場合（資産価値164万円）。

※上記の農家負担掛金は、国が補助した後の農業者の掛金目安。



### ポイント

- ①**掛金の半分以上を国が負担**しており、掛金の負担が軽減されています
- ②**無事故など被害が少ない場合は**、掛金率を**年々割引**き（標準的な掛金率から**最大5割引**に）

# 手厚い補償がほしい方へ【特約】



古いハウスも、万が一のときは十分な補償がほしい

## 補償額の上乗せ特約

○特約を付加すれば、**築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償**します。

**特約①：復旧費用特約（被覆材は補償対象外）*Renew!***

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

**特約②：付保割合追加特約 *New!***

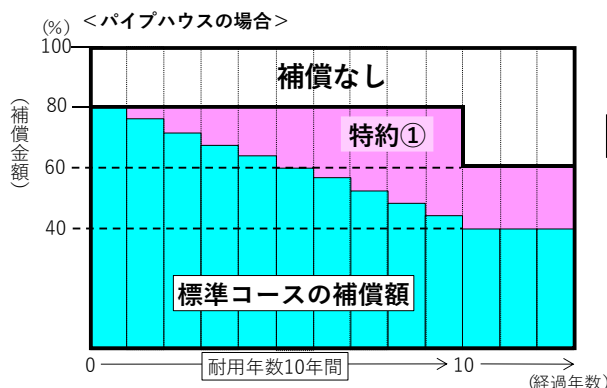
新築時の資産価値の最大2割を補償

※この特約は、両方を付加又はいずれか1つのみを付加することも可能です。

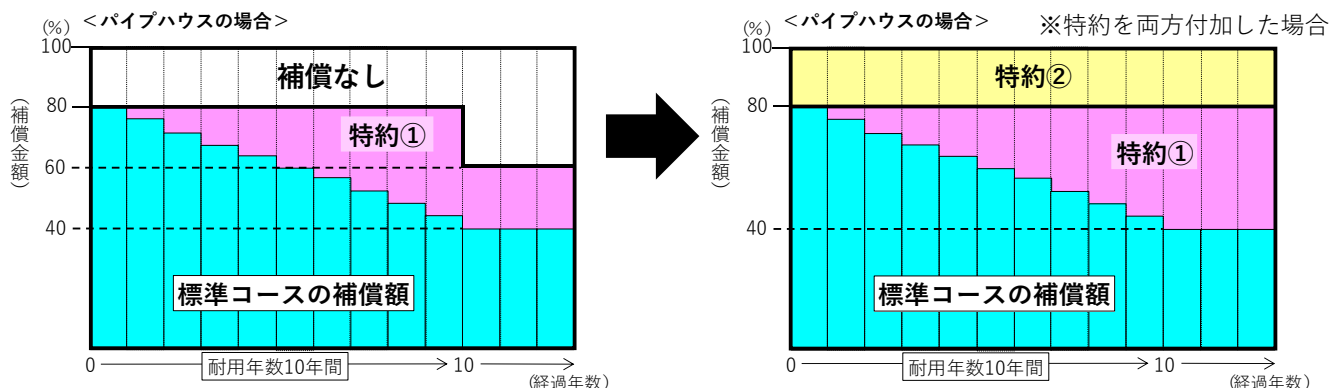
※特約②は付保割合8割を選択した場合に付加することが可能です。

※この特約には国の掛金補助はありません。

これまで



令和2年9月拡充



○暖房器具、発電設備、栽培棚などの**付帯施設**や損害を受けた施設の**撤去費用**も補償の対象に追加できます。



ビニールが破れただけでも補償してほしい

## 小さな損害も補償する特約

○特約を付加すれば、**損害額が1万円を超える場合から補償**します。 *New!*

これまで

損害額が**3万円**（又は共済価額の5%）を超える場合に補償



令和2年9月拡充

損害額が**1万円**を超える場合から補償することが可能に